## 聖学院大学 新型コロナウイルス感染症に伴う活動制限ガイドライン 2020.12.2改訂

1	41 0 11.12 ****	leri alle	学生のキャンパス	<u> </u>	
レベル	社会・地域・環境	授業	キャンパスへの立入について	キャンパス立入に関する注意	課外活動
レベル:0	ワクチン開発、集団免疫	通常	通常	<u>※教職員、外来者にも準用</u>  通常	通常
レベル:1 (グリーン) 制限-低	の支障がない段階		予約制立入(対面授業及びイベント参加を含む) キャンパス立入時の遵守事項確認と実施。 キャンパス立入について ① 対面授業及びイベント参加(事前申込済)による立入は可とする。 ②授業やイベント以外の立入は、対応部署への予約を必要とする。 ※原則として、授業、イベント等で来校した学生が、立ち寄る部署へ電話等で連絡を入れたうえで、立ち寄ることは可とする。 ※図書館については、予約なしの利用を可とする。  注意事項: ①感染予防に最大限の配慮し、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認した上で実施すること。 ②イベントの場合、委員会、部会等の長の了解を得てから行うこと。 ③予約者に対し、キャンパス立入に関する注意事項を伝え、遵守するよう指導すること。 ④参加者を記録すること。 ⑥教室・会場等の使用状況の管理を行うこと。	① 海外渡航歴があり、帰国後14日間の自宅待機を要請されている方 キャンパス立入の際の遵守事項(レベル1~3共通) ① 自宅で必ず検温をし、発熱等の風邪症状がないか確認後、 来校のこと。体調が悪い時は決して無理をせず、外出を控え ること。	対面による活動は原則不可(レベル1~3共通)  ①対面による課外活動は原則不可とする。 (ただし、指定強化部である陸上部を除く) ②学生支援課の許可を得た団体に限り、オンラインの活動 (アカウントの作成、勧誘等)を認める。活動にあっては、個人情報の取り扱いおよびインターネット上のトラスルには十分注意すること。 ③対面授業が実施される週の指定された日時(土曜日を限く)において、感染防止対策の徹底を図ること、顧問・打導者の引率が付くこと等の条件の下、学生支援課の許可な得た団体に限り、一部対面での実施を認める。 ※実施の詳細な条件等については、学生支援課が示すルールを順守する。  対面による活動実施時の注意事項:
レベル:2 (イエロー) 制限-中	積する段階	①基本対面授業 ②教室の収容人数の50%以下に受講者を限定し、学部・学科が開講可能と判断する対面授業を実施する。感染に配慮し、原則1m以上前後左右で間隔を空けて着座する。なお、 <u>学生が健康上の不安を抱える場合、対面授業への出席は問わず、他の方法をもって授業参加を認めることとする</u> 教員向け注意事項: ①感染予防に努め、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。 ②対面授業は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長(大学院は研究科長)の了解を得てから行うこと。	予約制立入(対面授業及びイベント参加を含む) キャンパス立入時の遵守事項確認と実施。 キャンパス立入について(レベル2・3共通)	使いながら、各自健康管理を徹底すること。 ⑧ その他、教職員の指示がある場合は指示に従うこと。 ⑨ キャンパス内で体調が悪くなった時は、すみやかに保健室に行くこと。	排除できることを確認した上で実施すること。 ②学生支援課および顧問等の了解を得てから行うこと。 ③参加者は、キャンパス立入に関する注意事項を確認し、 遵守すること。 ④主催者は、学生支援課へ参加者名簿を報告すること。 ⑤学生支援課は、教室・会場等の使用状況および参加者名
レベル:3 (オレンジ) 制限-高	な支障の発生を避けるための 対応が必要な段階	①原則オンライン授業 ②教室の収容人数の50%以下に受講者を限定し、実習・演習・実技等、指導上実施する必要がある場合のみ、対面授業を実施する。感染に配慮し、原則1m以上前後左右で間隔を空けて着座する。なお、学生が健康上の不安を抱えている場合、対面授業への出席は問わず、他の方法をもって授業参加を認めることとする。  教員向け注意事項: ①対面授業を行うか否かは、教員の判断とする。 ②感染予防に努め、密集、密閉、密接を厳密に排除できることを確認し、実施すること。 ③対面授業は、教育支援課に申請し、学科長、学部長、教務部長(大学院は研究科長)の了解を得てから行うこと。	ること。 ④参加者を記録すること。 ⑤教室・会場等の使用状況の管理を行うこと。		
レベル:4 (レッド) 構内活動の 原則停止	ステージIV:爆発的な感染拡 大及び深刻な医療提供体制の 機能不全を避けるための対応 が必要な段階	オンライン授業のみ実施	原則学内立入禁止 *入試等のイベントの場合は除く。	原則来校なし(学生への周知は無し)	全ての課外活動を禁止する。